

# 地域密着型介護老人福祉施設 重要事項説明書

(令和元年10月1日現在)

あなた（利用者）に対する介護福祉施設サービスの提供にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業の目的と運営方針

地域密着型介護老人福祉施設は、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴や食事などの日常生活上の支援や療養上の世話などの介護福祉サービスを提供します。また日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用いただきます。

入所定員 30 人未満でご家族や地域及び地域住民の皆様との結びつきを重視した運営を行うことで、明るく家庭的な施設を目指してまいります。

## 2 施設の内容

### (1) 事業者

施設名 特別養護老人ホーム 三の丸  
指定番号 1590600175  
所在地 新潟県新発田市大手町4丁目3番4号  
管理者氏名 熊田 峰雄  
電話番号 0254-20-7200  
Fax 番号 0254-20-7201

### (2) 施設の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名（非常勤）
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名以上
介護職員	介護業務	9名以上
看護師・准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上
栄養士(管理栄養士)	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上

### (3) 職種の勤務体制

・早出	7:30～16:30	2人
・日勤	8:30～17:30	
・遅出	10:00～19:00	2人
・夜勤	16:00～10:00	2人

### (4) 設備の概要

定員 29名

○居室 29室

個室(ユニット型) 29室(ひまわりユニット定員10人、あやめユニット定員10人、さくらユニット定員9人の計3ユニット)

利用者の居室は、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。

○食堂・ダイニング 3室

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類等の備品類を備えます。

○浴室 4室

浴室には利用者が利用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設けます。

○便所

必要に応じて各階各所に便所を設けます。

○医務室

利用者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

○静養室

介護職員室又は看護職員室に隣接して設けます。

## 3 サービスの内容

### (1) 基本サービス

- |           |   |
|-----------|---|
| ①食事       | 朝食 7:40～9:40<br>昼食 11:40～13:40<br>夕食 17:40～19:40          |
| ②介護       | 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話 |
| ③入浴       | 週2回入浴可能です。利用者の状態から特別浴又は清拭となる場合があります。                      |
| ④機能訓練     | 利用者の状態に応じて機能訓練を実施します。                                     |
| ⑤理美容      | 定期的に理美容サービスを実施しております(料金は自己負担)。                            |
| ⑥レクリエーション | 定期的に実施しております。   |

#### 4 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

##### □介護報酬告示額（1割負担の場合）

###### （1）基本料金

介護区分	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額
要介護1	6,460円（646単位）	646円
要介護2	7,140円（714単位）	714円
要介護3	7,870円（787単位）	787円
要介護4	8,570円（857単位）	857円
要介護5	9,250円（925単位）	925円

###### （2）加算料金等

###### ア 看護体制加算

看護体制加算（Ⅰ） 1日につき 12円

~~看護体制加算（Ⅱ） 1日につき 23円~~

~~イ 個別機能訓練加算 1日につき 12円~~

ウ 栄養マネジメント加算 1日につき 14円

エ 初期加算 1日につき 30円

###### オ 退所時等相談援助加算

退所前訪問相談援助加算 460円

退所後訪問相談援助加算 460円

退所時相談援助加算 400円

退所前連携加算 500円

カ 療養食加算 1回につき 6円

###### ~~キ サービス提供強化加算~~

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 18円

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 6円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6円

###### ク 介護処遇改善加算

介護処遇改善加算（Ⅰ） 基本料金＋各種加算の総単位数×8.3%

介護処遇改善加算（Ⅱ） 基本料金＋各種加算の総単位数×6.0%

介護処遇改善加算（Ⅲ） 基本料金＋各種加算の総単位数×3.3%

介護処遇改善加算（Ⅳ） 介護処遇改善加算（Ⅲ）×0.9

介護処遇改善加算（Ⅴ） 介護処遇改善加算（Ⅲ）×0.8

ノ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本料金＋各種加算の総単位数×2.3%

□介護報酬告示額（2割負担の場合）

（1）基本料金

介護区分	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額
要介護1	12,920円（1,292単位）	1,292円
要介護2	14,280円（1,428単位）	1,428円
要介護3	15,740円（1,574単位）	1,574円
要介護4	17,140円（1,714単位）	1,714円
要介護5	18,500円（1,850単位）	1,850円

（2）加算料金等

ア 看護体制加算

看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	24円
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	46円

~~イ 個別機能訓練加算 1日につき 24円~~

ウ 栄養マネジメント加算 1日につき 28円

エ 初期加算 1日につき 60円

オ 退所時等相談援助加算

退所前訪問相談援助加算		920円
退所後訪問相談援助加算		920円
退所時相談援助加算		800円
退所前連携加算		1000円

カ 療養食加算 1回につき 12円

~~キ サービス提供強化加算~~

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	36円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	12円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	12円

ク 介護処遇改善加算

介護処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金＋各種加算の総単位数×8.3%
介護処遇改善加算（Ⅱ）	基本料金＋各種加算の総単位数×6.0%
介護処遇改善加算（Ⅲ）	基本料金＋各種加算の総単位数×3.3%
介護処遇改善加算（Ⅳ）	介護処遇改善加算（Ⅲ）×0.9
介護処遇改善加算（Ⅴ）	介護処遇改善加算（Ⅲ）×0.8

ノ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本料金＋各種加算の総単位数×2.3%

□介護報酬告示額（3割負担の場合）

（1）基本料金

介護区分	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額
要介護1	19,380円（1,938単位）	1,938円
要介護2	21,420円（2,142単位）	2,142円
要介護3	23,610円（2,361単位）	2,361円
要介護4	25,710円（2,571単位）	2,571円
要介護5	27,750円（2,775単位）	2,775円

（2）加算料金等

ア 看護体制加算

看護体制加算（Ⅰ） 1日につき 36円

~~看護体制加算（Ⅱ） 1日につき 69円~~

~~イ 個別機能訓練加算 1日につき 36円~~

ウ 栄養マネジメント加算 1日につき 42円

エ 初期加算 1日につき 90円

オ 退所時等相談援助加算

退所前訪問相談援助加算 1380円

退所後訪問相談援助加算 1380円

退所時相談援助加算 1200円

退所前連携加算 1500円

カ 療養食加算 1回につき 18円

~~キ サービス提供強化加算~~

~~サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 54円~~

~~サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18円~~

~~サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 18円~~

ク 介護処遇改善加算

介護処遇改善加算（Ⅰ） 基本料金＋各種加算の総単位数×8.3%

介護処遇改善加算（Ⅱ） 基本料金＋各種加算の総単位数×6.0%

介護処遇改善加算（Ⅲ） 基本料金＋各種加算の総単位数×3.3%

介護処遇改善加算（Ⅳ） 介護処遇改善加算（Ⅲ）×0.9

介護処遇改善加算（Ⅴ） 介護処遇改善加算（Ⅲ）×0.8

ノ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本料金＋各種加算の総単位数×2.3%

□その他の費用

(1)「居住費」及び「食費」 1日あたりの金額

	居住費	食費
ユニット型個室	2, 5 1 7 円	1, 6 7 8 円

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている居住費・食費の額とします。

(2) 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（金額、自己負担）

区分	金額（単位）	内容の説明
① 理美容代	1回 2, 5 3 0 円程度	利用者の希望によって提供した場合
②電気代	1点につき 1日 5 5 円（税込）	個人的に使用する電気機器を使用した場合

#### 5 サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

#### 6 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

#### 7 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 9 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 1 0 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 1 1 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 1 2 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 苦情解決責任者：熊田 峰雄（施設長）  
苦情受付担当者：竹内 敏之（生活相談員）

ご利用時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0254-20-7200

※第三者委員

氏名：肥田野和子 電話 0254-23-8735

氏名：渡辺美和 電話 0254-46-3225

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

新発田市高齢福祉課

新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

電話番号 0254-28-9201

新潟県国民健康保険団体連合会

新潟県新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館本館内

電話番号 025-285-3022

## 1 3 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称：竹内病院

住所：新潟県新発田市中央町4-6-6

電話番号：0254-22-2612

名称：県立新発田病院

住所：新潟県新発田市本町1-2-8

電話番号：0254-22-3121

#### 1 4 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。